

1 議事日程（5日目）

〔平成28年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成28年6月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第64号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第65号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第66号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第67号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第68号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第6 議案第69号 太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第70号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第8 議案第71号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第72号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第11 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程第12 発議第1号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 請願第1号 保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 中学校給食調査研究特別委員会中間報告について
- 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |

5番 有吉重幸 議員
7番 笠利毅 議員
9番 宮原伸一 議員
11番 神武綾 議員
13番 陶山良尚 議員
15番 藤井雅之 議員
17番 村山弘行 議員

6番 入江寿 議員
8番 徳永洋介 議員
10番 上 疆 議員
12番 小畠真由美 議員
14番 長谷川公成 議員
16番 門田直樹 議員
18番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	芦刈茂	副市長	富田讓
教育長	木村甚治	総務部長	石田宏二
地域健康部長	友田浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行
建設経済部長	井浦真須己	市民福祉部長	濱本泰裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田彰	教育部長	緒方扶美
上下水道部長	今村巧児	教育部理事	江口尋信
総務課長	田中縁	経営企画課長	山浦剛志
地域づくり課長	藤井泰人	市民課長	行武佐江
国保年金課長	高原清	都市計画課長	木村昌春
社会教育課長	中山和彦	上下水道課長	古賀良平
監査委員事務局長	渡辺美知子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	山浦百合子	書記	高原真理子
書記	力丸克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第64号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第64号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 皆様、おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第64号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路江牟田26号線です。担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第64号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第64号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第65号から議案第67号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、これは平成28年7月1日付で職員1名を文化庁に派遣するに当たり、地域手当の支給割合を東京都特別区の100分の20を適用できるよう条例の見直しが必要となったことから、改正を行うものです。

執行部より審査のための説明資料の配付の申し出がありましたので、これを許可し、説明資料に沿って説明を受けました。

委員からは、今回の文化庁派遣の期間について、災害など他の派遣の場合にも同じ適用を受けるのかなどの質疑があり、執行部から、文化庁派遣の期間は平成30年3月31日までの1年9カ月になる、今回の災害など派遣期間が短期の場合は適用はしないとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、これは公職選挙法施行令において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ、ポスターの作成費用の公費負担限度額が改められたことに伴い、条例の改正を行うものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、これは平成28年度

の税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、市税条例の改正を行うものです。

議案書、条例改正新旧対照表に沿って、各条文ごとに改正部分の詳細な説明を受け、審査を行いました。

委員からは、自動車取得税の廃止により、自動車取得税が交付金として入ってきている部分がなくなるという形になるのか、法人税が減税されることで税収が減っていくという見込みをされているのかなどの質疑があり、執行部からは、自動車取得税交付金が廃止されることに伴い、それにかわる財源として環境性能割というものが設けられる、法人税減税は市の税収にすぐに影響が出るわけではなく、平成29年4月1日からの施行なので、実際の申告がある平成30年度から影響が出てくるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今回の税制改正については、消費税の引き上げにあわせて行われることになっていたこと、法人税の減税については黒字の大企業の応援になっていることから、反対を表明するとする反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第67号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第65号から議案第67号までについての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第66号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 提案されております議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

今回の改正は、消費税が10%へ引き上げられることを前提に、昨年、一昨年に引き続いて外形標準課税のさらなる拡大や住民法人税の税制の税率引き下げを行うなど、黒字企業を一層優遇する内容となっております。資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の対象の拡大についても、昨年同様、与党大綱に検討すると明記されており、外形標準課税の拡大は中小企業への対象拡大の流れをつくるものとなっております。

太宰府市内においては、特定の大きな法人があるわけではなく、むしろ地域に根差した中小企業の経営が多くあるという実態も鑑みれば、そういった流れを容認することはできません。

中小業者への影響を考えれば、賛成することはできませんので、同会派の神武議員とともに反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時10分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第5、議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 建設経済常任委員会に審査付託された議案第68号から議案第70号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」、この改正案は、今までの建築基準法に基づく建築物の構造などの制限に加えて、景観法に基づく形態意匠や色彩の制限についても地区計画に定めるものとしたものとの説明を受けました。今回は、地区計画案の概要と、逐条解説をもとに1章ずつの説明を受けながら質疑応答を行いました。

委員からは、喫茶店とは喫茶店または甘味店、飲食店とはうどん店またはそば店と定義しているが、これは限定枠になっているのかの質疑があり、執行部からは、建築確認申請が出た時点での協議にはなるが、限定というのは想定ということにしており、なるべく地元の食材を使った料理店、喫茶店で、歴史的風致維持向上計画の内容に沿ったもので営業してほしいと考えているとの回答がありました。

次に委員からは、この条例の強制力についてどのくらいあるのかの質疑があり、執行部からは、建築確認申請が提出されたときにこの条例に基づいた適合確認書を発行し、この適合認定書がなければ建築確認はおりないことになっているとの回答がありました。

その他関連して整備計画等の質疑があり、執行部より詳細な説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第68号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第69号「太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について」、この条例は、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可申請手数料に関する規定を定めたものであったが、議案第70号太宰府市屋外広告物等に関する条例に許可申請手数料も統合したことから、廃止するものとの説明を受けました。

委員からは、統合した場合に、手数料が変更されたり、新規に手数料がかかるということはないのかなどの質疑があり、執行部からは、手数料の金額、手数料のかけ方には変更はないなどの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第69号について、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について」、この条例は、屋外広告物等について必要な規制を行うことによって、良好な景観を形成する、風致を維持する、公衆に対する危害を防止することを目的としているとの説明を受けました。この条例についても、条例案の概要と、逐条解説をもとに1章ずつの説明を受けながら質疑応答を行いました。

委員からは、既存の色彩等の不適格な広告物に対してどういう対処を行うのかとの質疑があり、執行部からは、周知期間が6カ月ほどあるので、市広報、市ホームページ、チラシ、パンフレットなどをつくり、またパトロールなども行いながら啓発し、個別にはお願いに行くなども行うとの回答がありました。

次に委員から、許可期間3年経過した場合の通知等の方法についての質疑があり、執行部からは、通知を行い、更新する場合は点検報告書を添付して更新してもらうとの回答がありました。

その他関連して広告物手数料等の質疑があり、執行部より詳細な説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第70号は委員全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、太宰府市を訪れる来訪者に、歩きながら地域の文化遺産を体験してもらい、政庁通りの回遊性を高めることを目的としています。現在の低層住宅の良好な住宅環境を保全しつつ、用途制限を緩和して喫茶店や飲食店などの専用店舗が建てられるようになるとともに、建築物の形態や色彩の誘導により、さいふまいの歴史的風致の向上を図るものです。

条例の制定で計画的な町並みづくりを進めるための第一歩となる基本的な制度条件が整うわけですが、さらに町並みづくりをスピードアップする効果を確実にするために、計画区域内への参入を促す工夫ですね、例えば固定資産税の減免や建物建設費の補助といった奨励措置をあわせて実施することが効果的であると考えます。

政庁通りに新たなさいふまいのにぎわいが一日でも早く実現できますように積極的な取り組み、事業展開をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第69号「太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第8、議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第71号及び議案第72号について、その主な審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果を報告いたします。

このたびの改正は、筑紫地区予防接種協議会において、予防接種の名称を「成人用肺炎球菌予防接種」から「高齢者肺炎球菌予防接種」に変更することに伴うものであります。

名称変更のいきさつとしては、平成26年10月に定期の予防接種の対象疾病に高齢者の肺炎球菌感染症が追加され、テレビコマーシャル等で使われ始めた高齢者肺炎球菌という名称との整合性を図るためのものであり、筑紫地区4市1町においても、平成28年度から高齢者肺炎球菌という名称に変更するものとの説明がありました。

その他、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

委員からは、高齢者肺炎球菌予防接種の担当課においては、改正後は個人番号を何かに利用することができるのかなどの質疑がなされ、執行部より、市民税非課税世帯、生活保護世帯については自己負担額の免除規定があるので、その確認のために地方税情報と生活保護情報を利用することが想定されるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第71号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果を報告いたします。

福岡県重度障害者医療費の支給に関する条例準則の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしまして、これまでは子ども医療の対象であった3歳から就学前の対象年齢について、改正後は子ども医療と重度障害者医療のどちらかを選択できるようになること、また入院時の個人負担については、1日500円の月20日までであったものが、3歳から小学生までに限って1日500円の7日までの負担となり、個人負担の上限額が軽減されること、施行期日は子ども医療の改正と同じ平成28年10月1日を予定していること等、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第71号及び議案第72号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第72号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第10、議案第73号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第73号「平成28年度太宰府市一般

会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、9款1項4目災害対策関係費80万円の増額補正、これは宝くじの社会貢献広報事業の地域防災組織育成事業として対象団体に事業助成を行っているもので、通古賀区自主防災会がAEDを2台購入されるということで本事業に申請され、80万円の交付決定がされたものです。

財源としては、総務費雑入460万円のうち80万円を計上していると説明を受けました。

委員から、自主防災会というのは市内に何カ所あるのかななどの質疑がなされ、執行部より、昨年度末で市内に24カ所組織されているとの回答がありました。

次に、11款1項3目災害復旧関係費（学校施設等）581万8,000円の増額補正、これは平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、学業院中学校北校舎南側の教室のサッシ部分の破損により雨漏り等が発生していることから、その改修工事費として計上していると説明を受けました。

委員から、学業院中学校以外に影響があったところはあるのか、またその対応についてなどの質疑がなされ、執行部より、太宰府西中学校、水城西小学校から被害の報告があり、既存の予算の中で対応したとの回答がありました。

歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金4,486万7,000円、これは6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。6月補正充当後の財政調整資金残高は30億9,740万6,025円となるとの説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 続きまして、議案第73号の建設経済常任委員会所管分について、その

審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、2款2項1目企画総務費、19節負担金、補助及び交付金300万円の増額補正、これは市内創業者の増加と、新規創業や事業拡張による雇用の創出をするため、地方創生加速化交付金を活用し、市、商工会、起業家コースがある日本経済大学と連携し、創業意欲喚起セミナーを開催するための補助金として商工会に交付するものであり、またこの事業はさらに筑紫野市とも地域間連携を図りながら共同で実施を行う、この事業については国の交付金制度を100%活用するものとの説明を受けました。

次に、7款1項2目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金600万円の増額補正、これは地域経済活性化支援事業補助金、いわゆるだざいふ得とく商品券事業費の商工会に対する補助金であります。例年は9月以降に販売していましたが、本年は筑紫地区の商工会の会議により筑紫地区で発売日をそろえることとなり、6月25日から販売を開始するとの説明を受けました。

委員からは、住宅リフォーム工事券は太宰府市特有だと聞いているが、工事事業者の声についてはどうなのか等の質問があり、執行部からは、好評により前回より販売額を少し増やしている状況等の回答を受けました。

次に、7款1項4目観光費、1節報酬180万円の増額補正及び7節賃金211万2,000円の減額補正、これは国際観光専門官の設置に際し、週3日の嘱託職員の任用としてではなく、地方自治法第174条の「専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する」とする専門員制度の活用により、国際的視野を持つ専門委員を選任するため、非常勤特別職の専門員としての報酬とし、賃金を減額補正及び報酬の増額補正を行うものと説明を受けました。

その他審査では、執行部に対して説明を求め、補正計上の根拠などについて質疑と確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案73号の環境厚生常任

委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものとしましては、2款2項5目地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費380万円の増額補正、こちらの負担金補助及び交付金については、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る100%補助事業であり、今年度事業について10の自治会から補助申請がなされ、このうち2つの自治会が採択されたことにより380万円の助成額を補正するものであります。

歳入財源につきましては、総務費雑入460万円のうち、歳出と同額の380万円が一般財団法人自治総合センターから、宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるとの説明を受けました。

委員から、今年度事業について10の自治会から補助金申請がなされ、うち2つの自治会が採択されたということだが、採択の要件はどのようなものかなどの質疑があり、執行部から、採択の要件としては、宝くじ事業収益を財源とした社会貢献広報の効果が発揮できるものが審査対象になっており、今回は過去に同じような内容で何度か申請をされているところが採択されたように見受けられるとの回答がなされました。

次に、3款1項6目重度障害者医療対策費、重度障害者医療費支給関係費258万1,000円の増額補正、このたびの補正は、重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、12歳以下の子どもたちの医療証の変更と、これまで子ども医療の対象であった3歳以上から就学前の子どもが、10月1日からは重度障害者医療の対象となる増額分、並びに小学生の入院助成の拡大と制度改正に伴うシステム変更の増額であります。

歳入財源につきましては、県補助金より医療費補助金と事務費補助金として2分の1が交付されるとの説明を受けました。

委員から、県からの補助金は、相対的には必ずしも多いようには見受けられないが、制度改正に伴う支出の増は、市にとっては仕方のないものなのか、県の補助対象は医療費のみなのかなどの質疑があり、執行部から、このたびの10月1日付の制度改正は、福岡県独自のものであるが、市としてはこれまでも福岡県市長会を通じて国の制度として整備するよう要望している、県の補助対象は医療費と診査支払手数料であり、システムの変更は補助対象外であるとの回答がなされました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費1億3,547万4,000円の増額については、60名定員の私立保育園の新設に係る保育所等整備交付金とあわせて、当初予算に計上していた私立保育園2園の建てかえに係る交付金について、基準額が2.2%上乘せされたことに伴う差額であります。

歳入財源につきましては、国庫補助金、保育所等整備交付金1億2,042万1,000円を計上し、充当するとの説明を受けました。

委員から、新たに60名の定員の私立保育園の新設ということだが、場所はどこか、また事業者はどこなのかなどの質疑があり、執行部から、新たな私立保育園は、向佐野三丁目の地内に

において、水城保育園を運営している社会福祉法人が新設をしていただくものであるとの回答がなされました。

次に、10款5項1目保健体育総務費、スポーツ推進費73万8,000円の増額補正、今年8月からブラジル国リオで開催されます2016夏季パラリンピックにおいて、女子マラソン選手代表候補1位で、太宰府市在住の道下美里選手が、正式に代表選手となられた場合の壮行会会場の設営委託料であるとの説明を受けました。

委員から、壮行会の会場は決まっているのかなどの質疑があり、執行部から、プラム・カルコア4階の多目的ホールを予定しているとの回答がなされました。

次に、第2表債務負担行為補正2件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第73号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第74号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

平成28年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えて、本日も提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件の議案の審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額6億9,889万8,595円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ6億9,889万9,000円を追加し、予算総額を97億3,898万6,000円とする専決処分を平成28年5月31日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、保険税収入が減少する中、医療費に係る保険給付費等の増加により歳入不足が生じたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第1号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第12、発議第1号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第1号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について」、太宰府市議会会議規則第13条2項の規定により提案
し、その理由の説明をいたします。

議員報酬及び議員の期末手当にかかわる支給については、太宰府市議会の議員の議員報酬及
び費用弁償等に関する条例で定められております。

今回の改正は、趣旨として、第2条に、議会の議員が連続する2回の市議会定例会の全てを
欠席した場合における議員報酬については支給しない旨、また議員報酬を支給しないこととさ
れた議員が定例会に出席したときは、出席日の属する月の翌月以降の議員報酬を支給する旨を
追加したものであります。

さらに、第4条には議員の期末手当について、太宰府市職員の給与に関する条例第22条第1
項に規定する基準日において、議員報酬を支給されないこととされている議員には支給しない
旨を追加したものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時45分）

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 請願第1号 保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願**

○議長（橋本 健議員） 日程第13、請願第1号「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員長に審査付託されました請願第1号「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

協議の前に、所管課より、市及び県による立入調査が行われた今年3月以降の状況報告がありました。

委員から、この請願は、個別具体的な問題の解決を念頭に置くと同時に、市として保育士の確保に努め、保育の質の向上を図るという大きな趣旨があると思う、積極的に市として保育行政の充実を具体的な形で進めてほしいというものだと理解している、県も市も定期監査という形で監査に入るが、単純に指導監査を厳しくするのではなく、具体的な提案という形でのやり方はないのかと思うなどの意見がありました。

討論については、請願を受け、保育士の確保はもちろんのこと、各園の状況の改善を努める中で、安心して子育てできるまちづくりに向けてほしい。市のほうでも指導改善をしっかり現在やられている状況であり、今後も各園に合った形で保育のあり方、運営等に対する指導を行っていただき、市と各園で協力体制を構築してほしい。行政指導の強化で終わるのではなく、園組織の自律能力、自己チェック機能等が働くような組織になるよう、具体的な提案型の指導を強く要望する。保育児童課においては、保育士の確保から各園の保護者の対応等の通常業務がある中で、さらにこのような対応をしていくためには、保育児童課の体制のあり方を問うていかなければならないとする4件の賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

なお、採択した本請願については、執行機関へ送付し、その経過と結果の報告を請求することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 請願に対して賛成の立場で討論に参加します。

現在の夫婦共働き世帯と専業主婦世帯の状況を調べてみると、平成9年以降、夫婦共働き世帯が専業主婦世帯を超えています。近年では、夫婦共働き世帯1,077万世帯、59.9%、専業主婦世帯720万世帯、30.1%です。現在、働きながら子育てをする家庭が増えたことから、安心・安全な保育の充実は、少子化対策として国と地方行政が行うべき重要な課題と言えます。

次に、保育施設における事故報告集計を調べてみると、平成26年度厚生労働省の資料では、報告件数は177件、負傷者の報告は160件、死亡の報告は17件です。平成27年度内閣府の資料では、報告件数は399件、負傷者の報告は385件、死亡の報告は14件。年齢別では、0歳児が7人で半数を占め、1歳児5人、2歳児1人、3歳児1人となっています。

死亡の原因で一番多かったのが、睡眠中の事故10人です。このうち6人がうつ伏せの状態です。全国の保育中死亡率は0.007%です。この数字をどう捉えるかだと思います。

日本の保育所で多くの事件、事故が起きています。

1件目は、京都の認可保育所で起きた保育所の用務員による5歳児放り投げ事件です。その事件を受け、京都市が保育所に対して特別監査を実施し、その他の問題も踏まえて、児童福祉法に基づく改善勧告を行いました。

特別監査により明らかになったことが多数ありました。園児を投げ出した用務員は、自分の責任とわかっていなかった。異変に対して他の保育士から指摘され、ようやく気づき、病院に搬送した。このとき保育園は事件の隠蔽を図った。事件発覚の発端は、保護者を名乗る匿名の通報からわかったということです。

その保育園の実態は、親族経営による保育所の私物化です。保育所職員のうち、園長、副園長、園長補佐、用務員2名が法人理事長と親族関係でした。また、法人理事の多くも親族関係であり、理事会が機能していない状態でした。用務員も含めて大きな影響力、権力があつたようです。

親族関係の職員は、時間外勤務をしなくても時間外勤務が支払われていた。例えば半日勤務でも1日勤務と報告し、保育士資格を持っていない用務員に主任手当が支給されていました。

このように、理事長の親族職員には過剰な給与が支払われていました。しかし、その他の職員には、時間外勤務を行っても、ボランティアという名目で手当等が支払われていませんでした。このような労働条件では、当然の結果として、平成23年及び平成24年に常勤職員の約半数が退職しています。

もう一件は、栃木、宇都宮市の認可外保育施設で赤ちゃんが死亡した事件です。裁判で被告の元施設長の次男が出廷し、死亡した赤ちゃんもワイシャツで縛られていたなどと証言しました。

宇都宮市の認可外保育施設元施設長A被告は、2014年7月、宿泊保育中に下痢や高熱を発症した赤ちゃんを放置して死亡させた保護責任者遺棄致死の罪に問われ、無罪を主張していました。その裁判で、保育所の従業員だったA被告の次男が検察側の証人として出廷し、当時死亡した赤ちゃんも、他の保育中の子どもと同じようにワイシャツで縛られていたと述べました。また、赤ちゃんの死亡前後のA被告の行動について、出かけたことや、証拠隠滅のために遺体にシャワーを浴びせたことは話さないようにと言われたと証言し、口裏合わせをしたことを認めたということです。

保育所の多くの事件に共通することは、保育の充実よりも保育園の利益を優先し、保育園を私物化している。そのために不当な労働条件により、保育士の退職、短期間に多数の保育士が退職している。どの事件でも、事件が起きてから特別監査によりその実態が明らかにされていることです。

京都市と宇都宮市の保育園に対する市の指導と監査は、太宰府市の指導と監査より劣っているのでしょうか。今までの太宰府市の指導と監査で事故は防げるのでしょうか。

宇都宮の保育園で赤ちゃんをワイシャツで最初に縛った原因は、保育士不足からだそうです。同じことが認可の保育園でも起きています。保育士不足と多忙化から、ワイシャツで縛るかわりに、うつ伏せ寝のまま毛布を無理やりかぶせ、幼い命が奪われています。

保育は誰でもできる仕事ではありません。専門性と経験が必要です。保育士の入れかわりが激しく、保育士が不足している保育園で、安心・安全な保育ができるのでしょうか。保育士の退職が短期間に多い保育園では、無理な保育が実施されるようになり、経験不足の保育士による保育は、事件、事故を誘発する確率を上げてしまうこととなります。

今年、太宰府市内の幾つかの保育園で、多くの保育士の方が退職されています。太宰府市内の保育園は本当に大丈夫と責任を持って言えるのでしょうか。

太宰府市内の多くの保育士が退職した保育園では、補助金受給は適正に支払われていたのでしょうか。労働環境や勤務状態に問題はなかったのでしょうか。規定で定めてある園児に対する保育士は足りていたのでしょうか。

この請願の中に込められた思いにしっかりと応えることが、議会と行政の使命であり、保育中死亡率0.007%をゼロにし、待機児童ゼロを目指す保育行政を実施することが我々の責任です。

そこで、要望として、子育て支援と保育士の処遇改善という重要な視点を持った、市民の納得がいく具体的な保育行政の推進、待機児童ゼロを目指した保育所増設の計画と運営補助のあり方、早急に要望することは、保育士が短期間で多数退職した保育園に対しての市と県による特別監査の実施です。そうすることが事件、事故を未然に防ぐことにつながります。大きな事故が起きてからでは遅過ぎると私は考えます。

請願を出された親の願いは、信頼できる保育士とともに子育てをし、ともに卒園式を迎えたいだけです。なぜ高い税金を払い、高い保育料を払い、請願まで出さなければならないのでしょうか。この請願を行政のトップである市長が重たく受けとめ、具体的な施策を実施されることをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 請願第1号「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」に関して、賛成の立場で討論いたします。

東京都のデータではありますけれども、現職の保育士さんの約2割が退職を考えているそうです。その退職の理由として上げられたのが、給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長い、そして職場の人間関係という理由でした。そして、この退職理由こそが、とりもなおさず保育園問題の核心であり、保育士不足の原因ではないかと思えます。

取り組むべきこれらの課題は、保育園の自主的な判断の領域となる運営にかかわる分野でもあり、果たして現行の監督型の行政指導で改善できるのだろうか、制度としての限界を感じます。

そこで、この請願にある行政による積極的な指導とは、組織運営に踏み込んだ具体的な改善策を提案する提案型の指導であるべきではないかと考えた次第です。

もちろん私も改善策を考えているわけですが、保育園にかかわる人たちが総がかりで改善策を検討し、具体的な改善策を持って保育園の課題を解決していく提案型の指導をまさに提案しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 請願第1号「保育園の運営について行政の積極的な指導を求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

6月議会開会中に新聞報道もされ、保育園を利用している保護者、これから預けたいと考えている共働き世帯、また市内認可保育園経営者にまでも大変な不安を与えています。

通常保育への影響は一般質問で取り上げ、さまざまな提案を行いましたし、他の議員からも発言があっています。そのほかに、市の委託事業であった子育て支援センターについては、4月から保育士が不足し、在宅で子育てをしているお母さんたちの子育て支援への機能が果たせない状況も生まれてしまいました。

児童福祉法第24条1項では、市町村に対して子どもの保育を受ける権利を保障する義務、子どもが保育を受けられるよう保育所の整備の義務は、市町村の保育実施責任であることが明記

されています。昨年12月から保育士、保護者から保育児童課に相談があり、把握していたにもかかわらず、3月末までに改善できず、このような状況をつくってしまったことは、自治体としての責任を果たせなかったこととなります。

このことを念頭に置き、早急な指導、改善とあわせて、その他市内保育園に対しては、子どもたちの保育環境の整備に園長会での情報交換、また保護者会からの要望の聴取などを積極的に行い、力を注いでいくことをあわせて求めまして、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 請願第1号について賛成の立場で討論いたします。

この請願は、現在の社会情勢の中、安定した保育環境が確保されるよう、市並びに県の指導の必要を訴えるものです。

第1に、子育て支援の重要性とその不十分さ、今や社会の共通認識になっています。請願が求めている内容は、現在の社会が求める方向性に合致していると考えます。

次に、請願の背景として指摘されている市内の一部保育所における運営の不安定さについて言えば、それ自体大きな問題ではあると考えます。

また、現在保育士が足りない、採用できないという厳しい環境の中で、さらに保育行政を充実させていくことが求められていること、現に太宰府市もその方向に向かっていることを考えるならば、各保育園が最大限の努力と改善を図ることは当然のこととして、市が市内全体の保育の質の確保、向上に一層の力を注ぐことも必要となります。保育所に通う子どもたち自身には環境を整えていく力はなく、また現在小さな子どもを抱えている親の社会的条件も厳しさを増しています。そのような中で、市民全体で次の世代の成長を支えていく必要があるからです。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 紹介議員としまして趣旨は説明いたしましたが、特に文章等は用意しておりませんが、最終日ですので、一言賛成の討論をさせていただきます。

趣旨に関しましては、同じ会派の笠利議員が今申されましたのと同じような気持ちでございます。

まず、この請願ですけれども、先月5月26日に議長宛て提出をされました。そして、同じ5月30日に議会運営委員会で資料配付されましたので、議員各位におかれましては会派を通じて周知されたと思っております。それから10日ぐらいたちまして、議会の2日目、6月9日に私が提案の説明をいたしましたが、その節も、また先ほど小島委員長のご報告にもありましたけれども、特に反対の討論等、あるいは提案に関する質疑はございませんでした。

ということで、この請願に関しましては全会一致を期待しておるわけでございますけれども、いわゆる特定の園なのか全体なのかということですが、そのことを細かく言っても詮ないところがありまして、この文言を見ていただきますと、市全体の保育行政もう少し頑張ってくれよという内容なんですよね。その中には、当然特定の問題を抱えたところもあるのかもしれませんが。一般化することによって、それらの改善が阻害されるものではないと考えております。請願者のご意思もそのように考えております。

ということで、この請願を採択されましたら、これを機にこの保育行政、先ほど体制の問題等もありましたけれども、本当に腰を入れてやっていただきたいとお願いしまして、賛成とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午前11時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 中学校給食調査研究特別委員会中間報告について

○議長（橋本 健議員） 日程第14、「中学校給食調査研究特別委員会中間報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

中学校給食調査研究特別委員会委員長 神武綾議員。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 中学校給食調査研究特別委員会中間報告を行います。

この特別委員会は、昨年6月定例会の市長の施政方針の中で中学校完全給食の導入を掲げられましたことから、議会でも中学校給食の現状及び今後のあり方について調査研究を行う目的で立ち上がりました。これまで平成27年7月14日から視察を含めて現在計14回開催をし、3月議会で中間報告を行っております。

まず、視察内容について報告させていただきます。

近隣市の中学校給食の実態ですが、筑紫野市の給食センター方式、中間市の親子方式、宗像市の自校方式、春日市及び大野城市の選択制ランチサービスについて、実際に現地視察を行い、建築費用、年間のランニング費用、地産地消、食育の取り組み等について話を伺いまし

た。

視察でわかったことは、どの自治体も時間をかけて方向性をきちんと見きわめ、進めていることです。

例えば、太宰府市と同じ選択制を導入している大野城市については、執行部が各コミュニティセンターに出向き意見交換を行い、改善に努めていました。本年4月から給食として機能するよう、料金の値下げと就学援助の適用を行っています。

春日市においても、太宰府市と同じ選択制を導入していますが、4年間をかけて審議会や検討委員会、保護者説明会、試食会、中学校給食研究会などで検討され、学校給食法に基づく選択制給食とし、栄養バランスのとれた望ましい食生活の形成と食の指導にも努めています。

次に、本年2月から4月にかけて教育委員会で行われたアンケートにつきまして、先日5月30日にアンケート結果報告の概要版を議会に報告いただきました。

また、市の財政状況も考慮する必要があることから、太宰府市においてそれぞれの方式で実際に建築した場合、建築費がどのくらいかかるかという概算費用を教育委員会にお願いしておりましたが、現在のところまだいただけていない状況です。教育委員会におかれましては、早急にご提出をお願いいたします。

今後、提出された建築費、アンケート調査等をさらに研究して、特別委員会として太宰府市の中学校給食がどうあるべきかを整理し、8月末には市長に議会から要望書という形で提出させていただく予定にしております。市長におかれましては、議会の意を酌み取っていただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、中学校給食調査研究特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第15、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成28年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成28年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年8月23日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 村 山 弘 行

会議録署名議員 堺 剛